

学生納付特例制度 手続きガイド

手続きはお済みですか？

年金は老後だけのものではありません。
病気やけがで障害が残った
ときにも受け取れます。

安心のためにも手続きしましょう！

学生納付特例制度はどんな制度？

● 学生のための、保険料納付が猶予される魅力的な制度です

所得の少ない学生が申請し、承認されることで、国民年金保険料の納付が猶予（先送り）される制度です。

保険料の納付が猶予されている期間は・・・

- ① 病気やけがで障害が残ったときも年金を受け取ることができます。
- ② 年金を受け取るために必要な「期間」に算入されます。

● 申請の流れ

○ 申請書は、この手続きガイドと一緒に学生課へも設置^(注)していますが、市(区)役所または町村役場や年金事務所、日本年金機構のホームページでも入手できます。
また、申請には学生証または在学証明書が必要です(学生証はコピーでも可能ですが、在学証明書は原本を提出してください)。

(注) 申請書の設置がない場合は、市(区)役所または町村役場や年金事務所、日本年金機構のホームページから入手願います。

○ 提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場になります。

○ 申請により承認された場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間で毎年度申請が必要です(申請期限があります)。

○ 申請後、日本年金機構から承認または非承認通知をお送りします。なお、非承認通知が届いた際は、保険料の納付をお願いします。

○ 承認期間は、年金を受け取るために必要な「受給資格期間」として扱われますが、年金額には反映しません。しかし、10年以内にその期間の保険料を納めれば、年金額にも反映します。

その他、詳細は年金事務所もしくは日本年金機構のホームページでご確認ください。

本当に年金はもらえるの？

●その答えは、「YES」です

「将来、年金は本当にもらえるの？」ということを目にしますが、生きている限りもらえる一生涯の保険です。

公的年金の制度は、国が責任をもって運営しているので、未来にもずっと続いていくものです。

●年金は手続きをしたうえで、保険料を納付すればもらえます

しかし、保険料を払わずにそのままにしたり、保険料の「学生納付特例」の手続きをしないままだと、本来受け取れる年金が受け取れなくなる場合があります。

手続きをしないとどうなるの？

●万一のことが起こった時に、年金がもらえなくなります

年金は、老後に受け取るだけではありません。病気やけがで障害が残ったときに、手続きが行われていないことだけで障害年金が受け取れなくなる可能性があります。

障害基礎年金

平成24年度年金額	983, 100円(1級)
	786, 500円(2級)

国民年金加入中に病気やけがで、一定の障害状態にある間は、障害基礎年金を受け取れます。

保険料を納めるには？

●国民年金保険料は、まとめて納める前納がおトクです

	納付方法	1カ月分	6カ月分(※1)	1年分(※2)
	月々支払	14,980円	89,880円	179,760円
前納	現金支払 (割引額)		89,150円 (730円)	176,570円 (3,190円)
	口座振替 (割引額)	14,930円 (50円)	88,860円 (1,020円)	175,990円 (3,770円)

(※1)4月～9月分までの保険料⇒4月末までに納付
10月～翌年3月分までの保険料⇒10月末までに納付
(口座振替の場合は、4月末と10月末に引き落とされます)

(※2)4月～翌年3月分までの保険料⇒4月末までに納付
(口座振替の場合は、4月末に引き落とされます)

●将来の年金額をアップできる付加保険料

付加保険料とは、定額保険料に加えて納める保険料です。
付加保険料を納めることで、将来もらえる老齢基礎年金に上乗せされます。

年金増額のイメージ(年金額は24年度)

定額保険料のみ40年間納めた場合の老齢基礎年金額⇒786,500円

定額保険料 + 付加保険料を40年間納めた場合の

老齢基礎年金額⇒882,500円

年間96,000円の上乗せとなります

※付加保険料額は月額400円。定額保険料とともに納めてください。

※200円×付加保険料納付月数が毎年受け取れる年金の上乗せ額です。

お申し込みはお住まいの市(区)役所または町村役場で行ってください。

その他、詳細は年金事務所もしくは日本年金機構のホームページでご確認ください。

卒業したけど保険料が払えないときは？

● 免除・納付猶予制度があります

(納付猶予制度は30歳未満の方のみ対象)

所得の少ない学生以外の方が申請し、承認されることで、保険料の免除・納付猶予される制度です。

申請方法は簡単！書類に必要事項を記入するだけです。

また、所得に応じ一部の保険料を納める「一部免除制度」もあります。

承認された場合は・・・

①病気やけがで障害が残ったときも年金を受け取ることができます。

②年金を受け取るために必要な「期間」に算入されます。

※一部免除を承認された場合は、一部免除された月の免除以外の保険料を納めないと期間には算入されません。

もし手続きを何もしなかったら・・・

①未納のまま放置すると、病気やけがで障害が残ったときの年金が受け取れません。

②老後に受け取る年金額も少なくなります。

● 申請の流れ

○申請書は、この手続きガイドと一緒に学生課へも設置^(注)しておりますが、市(区)役所または町村役場や年金事務所、日本年金機構のホームページでも入手できます。

(注)申請書の設置がない場合は、市(区)役所または町村役場や年金事務所、日本年金機構のホームページから入手願います。

○提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場になります。

○申請により承認された場合、承認期間は7月～翌年6月の1年間で原則、毎年度申請が必要です(申請期限があります)。

○申請後、日本年金機構より承認または非承認通知をお送りします。なお、非承認通知が届いた際は、保険料の納付をお願いします。

○承認期間は、年金を受け取るために必要な「受給資格期間」として扱われますが、全額納付した場合より年金額が少なくなります。しかし、後にその期間の保険料を納めれば、全額納付した場合と同じ年金額を受け取れます。

その他、詳細は年金事務所もしくは日本年金機構のホームページでご確認ください。

「ねんきんネット」の登録は、お済みですか？

●「ねんきんネット」でできること

- 24時間いつでも、最新の年金記録が確認できます！
- 将来の年金額が、ご自身で試算できます！
- 「ねんきん定期便」がパソコンなどで確認できます！

「ねんきんネット」の
ユーザID取得者が
120万人を突破！
(平成24年10月現在)

●利用登録

日本年金機構のホームページから利用登録を行ってください。

※お申し込みには、基礎年金番号が必要となります。お手元に年金手帳をご用意ください。

詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索



お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月曜日	午前8:30～午後7:00
火～金曜日	午前8:30～午後5:15
第2土曜日	午前9:30～午後4:00

- * 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
- * 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。